

分医発第43号
令和6年4月26日

各 郡 市 等 医 師 会 長 殿

大分県医師会長 河野 幸治

一般社団法人大分県医師会第224回臨時代議員会の開催について

標記の臨時代議員会を別紙日程により開催致しますので、大分県医師会役員等
選挙規則第4条によりご通知申し上げます。

なお、各次期代議員には本会より直接ご通知致しておりますのでお含みおき
下さい。



分医発第43号
令和6年4月26日

各次期代議員 殿

大分県医師会長 河野 幸治

一般社団法人大分県医師会第224回臨時代議員会の開催について

標記の臨時代議員会を別紙日程により開催致しますので、大分県医師会定款第19条及び第20条によりご通知申し上げます。

つきましては、ご都合を別紙にて5月10日(金)までにお知らせいただきたく、また、当日「ご欠席」の場合は貴所属医師会にご連絡を頂き、次期予備代議員の出席方についてご高配下さいますよう、宜しく願い申し上げます。

なお、本館では新型コロナウイルス感染の拡大防止ならびに罹患リスクの低減対策を行っておりますが、ご来館時にマスク着用のご協力をお願い申し上げます。

また、5月1日より本会館での地球温暖化防止対策(クールビズ)の実施を開始致しますので、ご協力よろしく願い致します。

一般社団法人大分県医師会 第224回臨時代議員会次第

日 時 令和6年5月19日(日)10時

場 所 大分市大字駄原2892番地の1
大分県医師会館 6階・研修室Ⅱ

1. 開 会

1. 会 長 挨拶

1. 仮 議 長 選 任

1. 点 呼

1. 議事録署名委員選任

1. 議 事

第1号議案 一般社団法人大分県医師会代議員会次期議長及び同副議長選挙の件

1. 議 長 1名

2. 副 議 長 1名

第2号議案 一般社団法人大分県医師会次期理事選挙の件

1. 会 長(理事) 1名

2. 副 会 長(理事) 2名

3. 理 事 17名以上23名以内
(会長及び副会長を含む)

第3号議案 一般社団法人大分県医師会次期監事選挙の件

1. 監 事 3名以内

第4号議案 一般社団法人大分県医師会次期裁定委員選挙の件

1. 裁 定 委 員 9名

第5号議案 公益社団法人日本医師会次期代議員及び同予備代議員選挙の件

1. 代 議 員 1名

2. 予備代議員 5名

1. 関連事項の説明

(1) 新(次期)議長・副議長は、令和6年6月の定例代議員会の日より効力を発生する。

(2) 新(次期)役員・新(次期)裁定委員は、令和6年6月の定例代議員会の翌日よりその効力を発生する。

(3) 公益社団法人日本医師会代議員・予備代議員については、日本医師会の定款による。

1. 閉 会

FAX (097-537-4764)

回 報 書

一般社団法人大分県医師会第224回臨時代議員会

日 時 令和6年5月19日(日) 10時
場 所 大分県医師会館

(いずれかに○印をおつけ下さい。)

ご 出 席 ・ ご 欠 席

(注) ご欠席の場合には、次期予備代議員名をお書き下さい。

(次期予備代議員名 _____)

次期代議員氏名 _____

※5月10日(金)までにお知らせくださいますようお願いいたします。



日本医師会代議員及び日本医師会予備代議員選挙規定

第1条 日本医師会より委託される日本医師会代議員および日本医師会予備代議員の選挙は、役員等選挙規則を準用する。

第2条 代議員定数の内、4名は県医師会理事者および代議員会議長とし、無投票当選人と定める。

(2) 前項の4名は、会長、副会長と代議員会議長とする。

(3) 前項で4名に達しない場合には、会長が理事の中から指名する。

(4) 代議員選挙の定数は、前項により4名を除いた数を投票定数とする。

第3条 予備代議員は定数のすべてを投票定数とする。

第4条 各郡市等医師会からの立候補者数は、制限をしないものとする。

第5条 各郡市等医師会からの立候補者数が定数に満たない場合、会長が理事の中から指名し無投票当選人とする。

第6条 本規定の改廃は、理事会の議を経て代議員会の承認をうるものとする。

第7条 本規定は、一般法人の設立の登記の日から施行する。